

別紙様式 1

指定医療機関指定申請書（新規）

保険医療機関等	区 分 (該当するものに○)	1 病院 2 診療所 3 薬局 4 訪問看護 (右の該当するものに○) 指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者									
	(フリガナ) 名 称										
	所在地	〒 群馬県									
	電話番号										
	コード※1	1	0								
開設者 (代表者)	住 所										
	氏 名										
	職名又は名称										
標榜している診療科名 (病院・診療所のみの記載)											
役員の職名および氏名 ※2		職 名	氏 名								
難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関の指定の申請をします。 なお、申請にあたり、同条第2項各号の規定（裏面参照）のいずれにも該当しないことを誓約します。 年 月 日 群馬県知事 あて 開設者・事業所代表者 住 所 (法人については所在地) 氏 名 (法人については名称及び代表者氏名)											

※1 病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は、訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。（一番左の3桁は、医療機関：101、薬局：104、訪問看護事業所：106を記入してください。未付番の場合は空欄で構いません。）

※2 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、役員名簿を添付してください。

【誓約項目】

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

- 第14条第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。
- 1 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消した者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から起算して5年を経過しない者（当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととする場合を除く。
 - 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日（第6号において「通知日」という）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うかどうかの決定をするに当たって見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 7 申請者が前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。